

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第六編 社会保険および社会保障

第六章 軍人恩給の復活

八月一日法律第一五五号として公布、即日施行された「恩給法の一部を改正する法律」は公務傷病者に対する恩給規定などの変更の他とくに旧軍人恩給の復活について規定したものである。この軍人恩給については一九四五年連合軍最高司令部の覚書により廃止されたが、その後単独講和の第一三国会で「戦傷病者戦没者遺家族等援護法」が成立、五二年四月より施行され、再軍備政策の強行とともに政府は軍人恩給復活問題の討議のために恩給法特別審議会を設置して準備を進め第一五国会に提出、審議未了となり、第一六国会に再提出、実現した。五三年度のこれに対する予算は四五〇億円に上っている。軍人恩給の支給額はすべて、旧軍隊の階級がそのままち込まれた假定俸給額—大將四九万四四〇〇円、大佐二四万四八〇〇円、大尉一四万六四〇〇円、准士官八万七六〇〇円、伍長以下六万六〇〇円—に基いて決定されるが、その主体である「普通恩給」は准士官以上は一三年、下士官以下は一二年勤めたものに対して各各の假定俸給額の三分の一が支給される。またこの受領者が死亡した場合遺族が受ける「普通扶助料」、戦病死者の遺族に支給される「公務扶助料」もすべて假定俸給額に比例して計算される。

なお恩給法の改正と関連して「戦傷病者戦没者遺家族等援護法の一部を改正する法律」が法律第一八一号として公布、八月一日施行されその他未復員者給与法及び特別未帰還者給与法などを統合し、留守家族に対する手当支給、復員者の療養給付などを規定した「未帰還者留守家族等援護法」が法律第一六一号として公布、八月一日施行された。

第一五国会で緒方国务大臣がおこなった提案理由(三・二参院本会議)は次のとおりである。

政府が、今回この法律案を提案いたしました主たる理由は、昭和二一年勅令第六八号、恩給法の特例に関する件によって、恩給を廃止又は制限された旧軍人軍属及びその遺族の方々に対しまして、国家財政その他諸般の事情を勘案して恩給を給することとし、併せて一般公務員及びその遺族の恩給につきまして適当な改正を加えることといたそうとするのであります。これらの旧軍人軍属及びその遺族の方々は、一般文官及びその遺族の方々と同様に恩給を給せられていたのであります。昭和二〇年一月二四日附の連合国最高司令官からの覚書により、恩給を廃止または制限され、現在に至っているのであります。

ところで平和条約が成立し、我が国の独立を見ました現在においても、なおこれら旧軍人軍属及びその遺族のかたがたの恩給をこのような状態に放任し、戦争の責任をひとりこれらの人々のみに負わせているかのような状態にしておくことは好ましくないことと考えられましたので、政府は、先に恩給法の特例に関する件の措置に関する法律により、恩給法特例審議会を設置し、これらの人々に対する恩給の重要事項に関し調査審議を煩わしたのであります。昨秋十一月二二日、右審議会から調査審議の結果を政府に対し建議されたのであります。この建議は、これらの旧軍人軍属及びその遺族に相当の恩給を給すべきものと認め、特に遺族、重傷病者及び老齢者に重点を置いて給すべき恩給の内容等を決定しているのであります。政府におきましては、この建議の趣

旨を尊重し、国家財政の許す範囲内において、これら旧軍人軍属及びその遺族に対し恩給を給することとしたし、これに伴い一般文官の恩給に対しましても、又若干の改正を加える等のため、恩給法の一部を改正することとしたそうとするのであります。同法による年額表などは次の諸表のとおりである。

増加恩給年額表

階級	将官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵
第1項症	139,200	133,400	127,600	125,300	121,800	116,000
第2項症	112,800	108,100	103,400	101,500	98,700	94,000
第3項症	90,900	86,300	82,500	81,000	78,800	75,000
第4項症	49,200	47,200	45,100	44,300	43,100	41,000
第5項症	27,600	26,500	25,300	24,800	24,200	23,000
第6項症	20,400	19,600	18,700	18,400	17,900	17,000
第7項症	14,400	13,800	13,200	13,000	12,600	12,000

特別項症は第1項症の金額にその半額以内の金額を加えたものとする。

公務扶助料率表
(カッコ内は非公務傷病による死亡の時の率)

将官	17.0割(12.8)
佐官	19.0 (14.3)
尉官	20.0 (15.0)
准士官	20.5 (15.4)
曹長	23.5 (17.6)
軍曹	24.0 (18.0)
伍長	24.5 (18.4)
兵長	26.5 (19.9)

兵長以下は兵長に引上げる

仮定俸給年額表

大将	494,400円
中将	390,000
少将	292,800
大佐	244,800
中佐	228,000
少佐	186,000
大尉	146,400
中尉	115,200
少尉	99,600
准士官	87,600
曹長又は上等兵曹	73,200
軍曹又は一等兵曹	70,800
伍長又は二等兵曹	68,400
兵長	60,600

兵長以下はすべて兵長に引上げる

傷病年金額と傷病賜金額表(カッコ内は傷病賜金額)

傷病程度	将校	准士官	下士官	兵
第一款症	15,400円	15,100	14,700	14,000
	(74,800)	(73,400)	(71,400)	(68,000)
第二款症	13,200	13,000	12,600	12,000
	(65,500)	(64,300)	(62,500)	(59,500)
第三款症	11,000	10,800	10,500	10,000
	(56,100)	(55,100)	(53,600)	(51,000)
第四款症	9,900	9,700	9,500	9,000
	(46,800)	(45,900)	(44,600)	(42,500)

この法案に対して三月二日参院本会議で岩間正男議員がおこなった反対討論(要旨)は次のとおりであった。

(岩間正男)政府が本当に戦争犠牲者の救済を真剣に考えているならば、先ず戦傷病

者の問題を解決すべきであると思うのである。今まで戦傷病者、遺家族はぎりぎりの生活を何とかしてくれと要求して来たのであります。ところが政府と自由党は、マッカーサーの支配下にあったときにおきましては、占領政策のため旧軍人は特別には扱えないのであるとうそぶいて来たのである。今になって、独立の破れ太鼓を叩いて出して来たところの軍人恩給とは一体どんなものか。戦傷病者や遺家族の生活を保証することなく、その他の戦争犠牲者は全く一顧さえ与えられず、大将、中將をはじめとする職業軍人とその遺家族だけが感謝に堪えない待遇が与えられるというしろ物であります。この法案に対し戦傷病者はもとより、生活に喘いでいる兵士諸君の遺家族は拳げて反対し、喜んでいるのは職業軍人のみであるという事実に対し総理は何と一体答えるか、この答弁が承わりたいところであります。

緒方官房長官は、二月初め衆議院の面会所で、両眼を失い、片手をも失った一戦傷病者代表に訪ねられたことをよもやお忘れにはないと思うのであります。その戦傷病者はこう云っている。会社がつぶれれば退職金が出る。軍国主義日本も一度解散し、その際高級将校はしこたま退職金を抱えて帰ったはずです。兵士は雀の涙どころか、一銭ももらわなかった者が多い。生活に困っているならいざ知らず、今回大将は年に一六万円などと優遇され、生きることもできない私たち戦争犠牲者、今生活に喘いでいる困窮者は放ったらかしにされている。これは一体どういうことなのかと激しく詰問されたことをよもやお忘れにはなっていないと思うのであります。私はこの日本国民の憤りの言葉をそっくり私の質問として官房長官の明快な答弁を求める者であります。

私はここに戦傷病者、遺家族の生活の事実の上に立って本改正案を見たいと思うのであります。戦争病者に対しては、増加恩給が与えられるが、片脚を失い、働く職場のない元二等兵に対しては、年七万五〇〇〇円しか与えられないのであります。この増加恩給にも、大将から二等兵までの階級差がつけてあるのであります。そうして第七項以下の人のうち、殆んど大部分の一四万は全く恩給から除外され、見棄てられてしまうのであります。又一方遺家族の扶助料はどうであろうか。大将未亡人には年間一四万円、二等兵の未亡人には僅か二万四〇〇〇円しか与えられないのであります。本当に生活に喘いでいる遺族は、この二等兵の遺族であります。厚生大臣は一人で月二〇〇〇円で生きて行けると考えるかどうか。普通恩給資格のある元軍人中には、兵隊は殆んどいないのであります。一般兵士、学徒、挺身隊等は全く対象外にされていることはしばしばほかの諸君によっても指摘されたところであります。こういうような恩典を受けるのは、大将以下の旧職業軍人だけあります。遊んでいても、元大将は年に一六万四八〇〇円、これに比べて一方朝から晩まで働いても、職安の日雇労働者は年六万円にしかならないということ、この事実が現実の日本の姿をまざまざと何よりもよく物語っていると私は思うのであります。

一方厚生省の調査でさえ、生活が困窮し、保護を要する国民は約一〇〇〇万人と見ております。ところが二八年度予算では一八〇万人しか生活保護費が組まれていない。五人世帯で月八〇〇〇円しかももらえないのであります。社会保障制度審議会が、社会保障のベールさえ脱ぎ棄てた露骨な軍人恩給復活に対し、意見書を提出したのは当然であります。山県厚生大臣は、以上の事実に対し如何なる見解を有するか、その答弁を伺いたいものであります。

我々日本共産党は、このような人殺し再軍備のための本改正案の撤回を要求します。

国民は生活が苦しくなれば、誰も忌わしい戦争を思い出す軍人恩給などは振り向きもしないのであります。ましてやアメリカの要求するアジア侵略戦争へ国民を引ずりこむための陥し穴として作られたこの改正案は、国民を愚弄するも甚だしいと云わなければならないのであります。政府は一切の再軍備のための予算を、社会保障の拡大や、教育文化に廻し、戦傷病者、遺家族をはじめとするすべての戦争犠牲者、生活困窮者の生活を保障すべきであります。我が党は、このことを主張し、吉田政府の責任ある答弁を要求するものであります。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
